

令5 福情答申第10号

令和6年1月17日

福岡市長 高島 宗一郎 様

(総務企画局人事部人事課)

福岡市情報公開審査会

会長 作間 功

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、令和4年3月16日付け総人第1423号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「総務企画局労務課特定職員の10月分の残業の上司への申告書」の公文書一部公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「総務企画局労務課特定職員の10月分の残業の上司への申告書」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）は、非公開とした部分のうち、時間外勤務に係る命令時間、休憩時間及び勤務時間の各開始時刻及び終了時刻（以下「時間外勤務時間帯」という。）の欄の部分は公開することが妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和3年11月29日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和3年11月17日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) 令和3年11月29日、実施機関は、条例第11条第1項の規定により、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和4年2月14日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び条例第19条の2第1項の規定により、本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 審査請求書における主張

令和4年1月31日付で公開された警備の管理簿で帰りの時間が開示された。

名字もである。

残業の勤務内容は開示されているので、警備の管理簿と照らし合わせればフルネーム出ると思われる。一人出して他の人は出ていないのは不公平なので出ると思う。

(2) 口頭意見陳述における主張

本件審査請求の前に審査請求を行っていた、労務課の時間外勤務の合計時間数の事案について、合計時間数は公開すべきとの裁決がなされ、その後公開された。合計時間数が公開されたのだから、自動的に本件審査請求の時間外勤務の時間も公開されるのではないか。

確かに、本件審査請求の時間外勤務の時間は、合計時間数ではなく何時までという情報なので、帰る時間がわかるという点で個人情報ということなのかもしれないが、その分の給料をもらって仕事をしているわけであるから、果たして個人情報になるのかと思う。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨及び理由

本件審査請求人から請求のあった「総務企画局労務課特定職員の10月分の残業の上司への申請書」について、非公開とした情報は職員番号並びに命令時間、休憩時間及び勤務時間である。

また、非公開とした時間外勤務等に関する情報は、正規の勤務時間外という、職員が本来その職務から離れ、個人として自由に行動し得る領域における行動又は事実に関わるものである。これは職員個人の生活スタイルないし事情ともいうべき私事に関する情報を推知することが可能なものであり、広く公表が予定されている情報ではないと考えられる。

以上のことから「総務企画局労務課特定職員の10月分の残業の上司への申請書」を公開するにあたり、職員番号並びに命令時間、休憩時間及び勤務時間を非公開とし、一部公開としたことは妥当である。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

審査請求人は、本件公開請求において、「総務企画局労務課特定職員の10月分の残業の上司への申告書」の公開を求めている。

これに対し、実施機関は、本件対象文書として、当該特定職員に係る日別の時間外勤務の命令簿を特定しており、当該特定に関し当事者間に争いはない。

当審査会において見分したところ、本件対象文書には、時間外勤務を行った年月日、所属名、特定職員の氏名、職員番号のほか、時間外勤務時間帯等の情報が記載されており、実施機関は、当該情報のうち、職員番号及び時間外勤務時間帯を条例第7条第1号（以下「第1号」という。）の非公開情報に該当するものとして被覆した上で公開していることが認められる。

これに対し、審査請求人は、職員番号及び時間外勤務時間帯の公開を求めていると解されることから、当審査会としては、本件対象文書の第1号該当性について検討することとする。

2 第1号該当性について

(1) 第1号について

第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、第1号ただし書アからウまでに掲げる情報を除いて、非公開とするものと定めている。

まず、第1号ただし書アは、個人に関する情報であっても「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は例外的に公開するものである。

次に、第1号ただし書イの規定は、個人のプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきことを前提としつつ、非公開とすることにより保護される個人の権利利益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回るときには、当該情報を公開しな

ければならないとするものである。

また、第1号ただし書ウの規定は、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非公開とする個人情報から除外するものである。

(2) 第1号該当性について

① 第1号本文該当性について

本件対象文書は、時間外勤務を行った年月日、所属名、特定職員の氏名、職員番号のほか、時間外勤務時間帯等の情報が記載されているものであり、当該特定職員個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものとして、第1号本文に該当すると認められる。

そこで、以下、本件対象文書について、これに記載されている特定職員が公務員であることから、まず、第1号のただし書ウに規定する職務の遂行の内容に係る情報に該当するかどうかを判断し、その上で、さらに第1号ただし書ア又はイに該当するかどうかを判断することとする。

② 第1号ただし書ウ該当性について

ア 本件対象文書には、特定職員に係る時間外勤務時間帯の情報が記載されているが、これは、当該特定職員が上司の時間外勤務命令を受けて従事した時間外勤務時間帯であって、時間外勤務手当の支給対象となるものであるから、第1号ただし書ウに規定する職員の職務の遂行の内容に係る情報が記載されたものであることが認められる。

イ この点につき、実施機関は、時間外勤務時間帯の情報は、正規の勤務時間外という、職員が本来その職務から離れ、個人として自由に行動し得る領域における行動又は事実に関わるものであって、職員個人の生活スタイルないし事情ともいうべき私事に関する情報を推知することが可能なものである旨を主張している。

そこで、当審査会は、本件対象文書に記載された時間外勤務時間帯の情報が、職務の遂行の内容に係る情報以外の私事に関する情報としての性質を有するといえるかについて検討を行った。

ウ 一般的に、時間外勤務時間帯、すなわち何時から何時まで時間外勤務を

行ったのかは、それぞれの職員がどのような業務を担当し、どのようなスケジュールで当該業務を遂行するのか、そのほか様々な要素の影響を受けるものと考えられるところ、その中に私事に関する要素を含んでいたとしても、本件対象文書に記載された時間外勤務時間帯の情報からは、一見して特定職員の生活スタイルないし事情ともいうべき私事に関する情報を推知することはできず、また、実施機関においても、特定職員の私事に関する情報が推知できるとする具体的な主張はなされていない。

よって、本件対象文書に記載された時間外勤務時間帯の情報が、職務の遂行の内容に係る情報以外の私事に関する情報としての性質を有するとはいえない。

エ したがって、本件対象文書に記載された時間外勤務時間帯の情報は、第1号ただし書ウに該当する。

なお、本件対象文書に記載された情報のうち、職員番号については、職員一人ひとりに対し人事管理の目的で割り振られる五桁の固有の番号であり、職務の遂行に係らない人事管理上の情報であることが認められることから、第1号ただし書ウには該当せず、また、第1号ただし書ア又はイに該当する事情も認められない。

③ 小括

以上のことから、本件対象文書に記載された情報は、職員番号を除き、第1号ただし書ア及びイの各該当性について判断するまでもなく、同号ただし書ウに該当すると認められることから、時間外勤務時間帯を非公開とすることは妥当ではない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|------------------|-----------------|
| 令和4年3月16日 | 実施機関からの諮問 |
| 令和4年5月27日 | 実施機関の弁明意見書を収受 |
| 令和5年7月19日（第2部会） | 審議 |
| 令和5年8月4日（第2部会） | 実施機関の口頭意見陳述、審議 |
| 令和5年9月1日（第2部会） | 審議 |
| 令和5年11月28日（第2部会） | 審査請求人の口頭意見陳述、審議 |
| 令和5年12月19日（第2部会） | 審議 |

第6 答申に関与した委員

作間功、石森久広、北坂尚洋、山下亜紀子